

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

日時：平成28年9月1日（木）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎12階環境生活部会議室

配布資料

- 資料1 平成27年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（案）
- 資料2 平成28年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）
- 資料3 平成28年度ツキノワグマに関する各種データ
- 資料4 第二期宮城県ツキノワグマ管理計画達成状況
- 資料5 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画策定方針（案）
- 資料5の参考資料 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）
- 参 考 平成28年度宮城県ツキノワグマ行動圏調査業務完了報告書（抜粋）

1 開会

（始めに、事務局が開会を宣言し、全委員8名を紹介後、配布資料の確認が行われ、青井部会長が挨拶を行った。）

2 挨拶（青井部会長）

来年度からまた新しい特定計画が施行されるということで、今回はその基本的な方針案についても議論することになる。昨今、クマの出没が増えている。自身の住む岩手県もそういう状況であるし、宮城県も同様と思う。そういった状況の中で、よりよい行政政策を検討したいと思うので、各委員の御協力をお願いする。それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員8名中7名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：以降の進行について、青井部会長にお願いする。

3 協議事項

- (1) 平成27年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（案）及び平成28年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）について
- (2) 次期宮城県ツキノワグマ管理計画策定方針（案）について
- (3) その他

部会長：それでは審議事項に入る。始めに、平成27年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（案）及び平成28年度ツキノワグマ管理事業実績計画書（案）について検討及び評価をする。事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：平成27年度の報告書について、御質問・御意見はあるか。

では私の方から、平成27年度の実施報告書について県の事業で1頭の行動圏調査を実施したとある。この結果について、本日は説明があるのか。ないようであれば、今、概要を説明願いたい。どういう行動圏結果が得られたかは、皆、興味あることと思う。

事務局：平成26年に捕獲したツキノワグマについては、捕獲場所から離れた仙台の国有林で放獣したが、捕獲した場所に戻る傾向が見られた。一方、平成27年度に捕獲した個体については、放獣場所から県南の白石市や福島県の方までかなり広域な行動圏を示した。この2つのデータだけでは検体数が少なく、個体差があるということしか言えないと思う。今後も続けて調査を行ってきたい。

部会長：昨年実施した行動圏調査の結果は資料のどのページに記載されているのか。

事務局：参考資料(平成28年度宮城県ツキノワグマ行動圏調査業務完了報告書(抜粋))の25ページからである。

部会長：捕獲されたのは、11月ということだが、冬眠直前で参考になるデータはその年はとれないのではないと思う。こんなに遅くなったのはなぜか。

事務局：何度も捕獲を試みたが、うまく捕獲できなかった。この時期に捕獲されたクマを活用して学習放獣を行った。

部会長：この個体の発信器はまだ稼働しているか。

事務局：冬眠前の太った個体に発信器を装着したことが要因と思われるが、冬眠開けとともに脱落してしまった。

部会長：今年度も捕獲して発信器を取り付ける予定はあるのか。

事務局：今年も実施する予定であり、現在、放獣場所を調整しているところである。

部会長：了。そういう話しであれば、この2個体の調査結果についてどういふところまで進められるものではないと思う。それでは、事務局から説明のあった資料1及び資料2について審議したいと思う。何か御意見あるか。

部会長：なければ、こちらから質問するが、実績報告書の5ページ蔵王町の捕獲実績17頭で人的被害防止11頭とある。去年の県内の捕獲36頭の半数が蔵王町で、その大半が人的被害防止と、他の市町村から突出して異常とも思える数値。この辺の経緯を県は把握しているか、把握していれば教えてほしい。

事務局(大河原地方振興事務所)：蔵王町の17頭のうち10頭がイノシン用くくりわなに錯誤捕獲さ

れたものである。くくりわなに掛かると放獣は困難であるため、人的被害防止で処理し、有害駆除は7頭で、錯誤捕獲が10頭である。

部会長：実態は分かったが、錯誤捕獲に関しては、問題性・対応を考えていく必要があるので、錯誤と分かるように示したほうがよい。対策を重ねていく上で必要である。どの県でも錯誤は苦慮しており、単に人的被害とまとめてしまうと錯誤の実態が見えて来なくなる。他の市町村も含めて、別に記載した方がよいと思う。

事務局：そのようにしたいと思う。

部会長：お願いします。他に御意見ないか。

伊澤委員：実施計画で各自治体の被害軽減目標が分かりにくい表現になっている。例えば白石市は、10%減となっている。平成27年度のクマ出没件数が少なかった点の配慮がなく、機械的に設定している気がする。蔵王町、七ヶ宿町は、逆に目標額が実績より増えている、根拠が不明である。他にも見ていくと、実績より目標の方が増えている例が半分程度ある。平成27年度は実際どうだったのか、これをどう評価したら良いのか、目標と言えるのか疑問である。以前より被害が改善されているのはいいが、数値だけでは把握しにくい。これは目標と言えるのか。

事務局（農産園芸環境課）：資料1の6ページをご覧ください。仙台市の場合は、備考欄に過去実績を記載している。このような記載方法に改めて、過去の経緯から目標を示すという形でよいか。

伊澤委員：全自治体について、目標の設定方法は過去3年間のベースを下回るとしているのか。

事務局（農産園芸環境課）：目標設定は基本的には市町村の判断である。県としても、ある程度過去の実績を元に立てるよう指導しているが、市町村の判断によって設定されている。今後は過去のデータを元に目標を設定するよう指導していきたい。

部会長：要するに、他の市町村についても仙台市のように過去の実績を記載してもらおうよう指導していくということか。

事務局（農産園芸環境課）：そうである。少なくとも特定鳥獣管理計画の被害軽減目標において、特にクマのように被害が上下するものいくつかあるので、そのようにしたい。

部会長：そのほうがよい。なるべく全市町村統一したほうが良いと考える。その他いかがか。

岡委員：平成27年度の実績報告で、資料1の1ページと資料3の11ページの堅果類の豊凶調査について確認したい。基本的には森林管理局が国有林で調査している。宮城県は6箇所ぐらいしかないが、秋田県は50箇所以上あるので、県独自で17箇所増やして実施しているのは良いと思う。まず、管理局は4段階でまとめているのに対し、県は3段階としていて「非結実」がない。これは何か理由があるか。同じにしても良いのではないか。

事務局：調査方法については、森林総合研究所でまとめているツキノワグマの堅果類状況調査に則ってやっている。

岡委員：それは3段階評価か。それは、カウント法であったか、双眼鏡を覗きながら数えていって、過去のデータと照らして何個くらいの結実があるか調べ、計算していると思う。いずれ「非結実」を加えるだけなので揃えたほうがよい。また、報告書の真ん中に「落下果実密度」とあるが、これは計算で出した予測値か。これだけ見るとシードトラップを置いて数えたように見える。上のほうではカウント法採用と書いてあり、下のほうは数を数えたようになっているが、予測値でいいか。

事務局：計算値である。

岡委員：計算で出しているのなら正確には「落下果実密度」ではなく、「落下果実密度の予測値」となる。それから、文章の中で「開花調査時点の予測で宮城県は並作」とあるが、平成28年時点の予測でよいか。

事務局：調査は、林業技術総合センターで実施した結果なので、確認する。

岡員：堅果類豊凶調査報告書中に別紙2、3等と記載されているが添付されているか。

事務局：今回の部会資料としては、割愛した。

部会長：他にあるか。9ページの川崎町の被害防除対策に「新たな電気柵を考案」とあるが、新たな電気柵とはどういうものか。

事務局：評価のところで新たな電気柵の考案、設置ができなかったとある。

部会長：それでは、実績として記載するのは不適であるので削除願いたい。

事務局：確認する。

部会長：他にあるか。それでは、平成27年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画の実績書（案）及び平成28年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）について、了承ということでよろしいか。それでは、次期宮城県ツキノワグマ管理計画策定方針（案）について、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：御意見をお願いします。

高橋委員：資料5の1ページ目の生息数調査結果より、平成20年の中央値は633頭であったが、平成26年度には1,669頭と2.6倍ぐらいに増えている。これは6年間に確実に増えているということか、それとも何か統計上の話になるか。

事務局：調査結果については、そのまま増えた数とは考えていない。調査精度の向上により、以前の調査より推定生息頭数の数に変動があったと考えている。

事務局（補足）：先ほど説明しなかったが、資料3の10ページに生息数調査の取組状況の説明があり、

平成20年度はヘアトラップ法で調査している。平成26年度は、カメラトラップ法を用いて調査している。県内全域と気仙沼地域で分けて推定している。気仙沼地域というのが、北上山地からの個体群の移入があり、全県と気仙沼地域を区分している。その合計で推定1,669頭となっている。

伊澤委員：精度が上がったということだが、何か説明が書いてないと分からない。調査の精度が上がったのか、密度が増えたのか、私は個体数が増えたことも考慮に入れないといけないと思っている。もう一つは管理目標が、中央値が上がったので、その数を当面維持するとある。調査の精度が上がり、数が増えてもまたその数を維持する、調査時点の中央値を常に維持するという方針なら、どんどん増えていったらいったいどうするのか。方針といいながら、ただ増えたから増えたまま維持することを目標とするなら果てしなく増えることになる。そういうことでもいいのか。

部会長：全く同じように考えていた。今回、中央値が増えたことで、捕獲の上限値を200頭とかなり上げている。だが、そもそも200頭も獲れるのか、どうやって捕るのか、どんどんわなを掛けて駆除するのか。そもそも、これだけの頭数があるということで、今後の宮城県はこのままでいいのか。200頭を獲れなければ、生息数もどんどん増え、増えたことに対してどうしていくか。単に現状維持ということではなく、次の5年間を考えなければいけない時期ではないか。昨今の出没の増加や被害の増加を含めると、なおさらそういう気がするので、疑問に思っている。

事務局：今回中央値の水準を維持するとしたのは、今後も中央値が増える都度増やしていこうというのではなく、これまでの663頭に対して、今回1,669頭と出たが、即座に減らしていくということでもいいのかということもあり、環境省の基準でも個体群の維持という表現もあるので、現段階の調査の中央値でこの計画期間内は維持と考えてよいのではないかと考えた。また、捕獲上限について、現状では減らすような獲り方はしていないが、上限を上げることで、これまでよりも少しは捕獲許可などについての考え方が緩くなると考えている。実際に許可する場合での判断基準なども多少見直して、そうした点で従来の保護の色合いの強かった部分を、少し捕獲の方向に移行していこう、積極的に数を増やしてどんどん獲っていこうというのは、一気にそういう方向でということではなく、過渡期的な考えで、様子を見ながら緩く進めていくことを考え、このような表現にした。

伊澤委員：資料5の参考資料4ページに環境省の図II-1「個体数水準の基本的な考え方」について、宮城県は水準4、保護管理ユニットという表現はよくわからないが、生息数が800頭以上で安定地域個体群だが、今回はその2倍の生息数となった。このような基準があり、少なくとも800頭を超えたので、単に1,600頭を維持するのではなく、新たな計画を練ろうとなるのではないかと。宮城県の結果は2倍である。2倍であれば、近い将来クマの被害が増えることは当然予想が立つ。そのために今後5カ年の計画だから5年時間が経つ。環境省の800頭を念頭において、およそ1,600頭をどうするのかということを考えるのが新しい計画を作るうえで重要なのではないかと。今年の状況を見てもわかるが、ツキノワグマは山の奥りに非常に左右される動物である。計画の期間中にブナの実等の凶作という巡り合わせが絶対来ると思う。5カ年という期間はそういう大切な期間である。そういうことなども加味しながら、それらに耐え得る新しい計画を是非練っていただきたい。

事務局：資料3の10ページについて、ここで補足させていただきたい。ツキノワグマの生息数調査について、現計画は平成20年度の生息調査を基に計画を立てている。平成20年度の調査による推定結果は①の中央値が1,436頭、②の中央値が633頭、③の中央値が695頭となっている。

この結果を当時のツキノワグマ部会で語り、現計画を進めてきたところである。平成25年度もカメラトラップ法で調査を実施したが、調査箇所が50箇所と少なく、データがとれなかったことから平成26年度は160箇所に増やし、データを取って推定結果を出した。その出し方は、気仙沼地域を除く全県と気仙沼地域と分けて、上限値から下限値までの平均値を出し、今回提示する中央値1,669頭となった。この数値で次期計画の策定をできればと思う。参考資料5ページのガイドラインにあるように、個体数600頭の時には水準3への引き上げが目標に入る。800頭以上は水準4の安定水準個体群で、ここの目標は適正個体群への誘導などとなり、捕獲上限の割合は個体数の12%以下に収めるようにという国のガイドラインに沿って上限200頭とした。

伊澤委員：それは理解した上で話している、では、適正個体群の適正とはどういうことと考えているか。

事務局：水準3の時は4への引き上げとなっているので、4になった場合は、当然それまでとは異なると考えている。

伊澤委員：今、宮城県は水準4のレベルにあり、800頭以上が生息する状況にある。これまでは中央値が633頭であったことから、水準3に該当し、これを下回らないよう維持するという管理目標が掲げられている。しかし、今回の調査には1,600頭となったので、またこれを維持するという話だけで、これをどうするかという話の一つも出て来ない。これは生息数として多いのか少ないのか。今後これを調査方法の制度の正確性によるということだが、一方でこの5年間で生息数そのものが増えたことを否定するデータはどこにもない。今年は小さい個体がより多く目撃されているので、増えていないという保証は一つもない。その辺りを勘案して、今後どうするかというのを書いてあるのが基準であり、数の操作ではない。県の方針を聞きたいと申し上げている。

事務局：環境省ガイドラインの基準から、800頭以上の場合にはこういう目標とするという考え方まではあるが、結果的に何頭にすればいいのかということまでは表現がない。県としては、800頭以上になったからといって800頭に抑えるというのはなかなか考えづらい。また、1,600頭というのが適正頭数であるかというのも判断できない。この点は、今回の部会委員の方々に、適切な考え方があれば、アドバイスなり頂きたい。適正な数字がないので、1,669頭の中央値を維持することを案として示したところである。ただ、何頭が宮城県の適正数かというのは手探り状態な部分もあり、適正水準の目安などあれば教示いただき、修正が必要なら修正していきたい。今のところは、そういうことで提示した。修正が必要と言うことであれば、見直したいと考えているので、部会委員から教示願いたい。

伊澤委員：クマの問題はかなり深刻である。数字がどうこうではなく、それを県がどう把握するかというのは姿勢に関わってくる問題だと思う。

また、12%、200頭という数字は、おそらく狩猟、猟友会の努力では捕獲は難しいだろう。しかし、今後の人とクマとの共存を考えると、狩猟による捕獲とわなによる捕獲では、クマに与える意味合いが違って来る。狩猟による捕獲については、クマは人に追われる訳なので、人とクマとの付き合いの中で重要になってくる。例え逃げたクマでも学習する。檻は入ってしまえば誰も分からないし、他のクマには全く見えない。蜂蜜には抵抗力なくどんどん檻に入ってしまう、200頭に達していないから獲れば良いと安易な風潮になるかも知れない。箱わなによる捕獲では、クマと人との健全な、互いに緊張感を持った関係に貢献しない。猟友会が200頭獲ったら貢献すると思う。その辺の方針を出すべき。数字を並べているだけで理念が見えない気がするので、この点も考慮いただきたい。

事務局：狩猟による捕獲は、クマの人間に対する警戒を呼び起こすということだと思うが、その辺については参考にさせていただき、計画を作成する際には盛り込ませていただく。

事務局：補足になるが、個体水準3は保護の面になるが、4では管理の面が問われると考えている。そういう面では記述がまだまだ足りないという意見だと思うので、そういった意見を参考に進めていきたい。

部会長：私も同じように感じており、被害が増えている状況の中で、これだけいるクマを宮城県は今後どうしていくのかというのが、ある程度分かる表現が求められると思うので、是非その辺は加筆していただきたい。他にあるか。

岡委員：次期計画の改定方針について、大きなところでは、ゾーン管理の導入というのが新たに加わったところと思うが、管理計画の主体は県でいいのか。主語が市町村となっているところは、市町村が主体で実施する内容か。少々整理できていないように思う。例えば、管理が行われるべき区域について、一方で市町村が主体のように書かれ、もう一方で県が主体のようにも書かれている。鳥獣被害実施計画書の作成は市町村が主体だと思うが、一見すると県が作成するようにも見える。おそらく、ゾーニング管理するには市町村のレベルにおとさないといけないと思う。国が提示していることも同じで、市町村や集落レベルでの管理とそれを促すような県の働き、その両方が必要なはずである。誰が何をするのか見えて来ないのが気になる。ゾーニング管理の必要性やモデルの提示など、この計画の中で実施する予定はあるのか。

事務局：文言の表現については、整理できていなかった部分もあると思うので、指摘を踏まえて再度見直したい。市町村等に例示できるかといったところは、具体的にはまだ詰め切れていない。その辺についても今後検討したい。

部会長：その他あるか。

土屋委員：ヘアトラップ法とカメラトラップ法、数値的にはどうなのか専門家に伺いたい。

部会長：カメラトラップ法は、環境省の事業で岩手県を舞台に実施した。私も一部参加していたが、その時にカメラトラップ法を開発した。全く同じエリアでカメラトラップ法とヘアトラップ法を同時並行して何百箇所かに設置して、3年間行った。その結果カメラトラップ法でもヘアトラップ法とほとんど大きな差はないという結論に達した。カメラトラップ法は簡便にできるので、ヘアトラップ法の代替法として、大きな差異もなく有用であると考えられる。そのため、多くの都道府県で採用されている。

土屋委員：そうするとこの5年間で個体数が増えたということになる。もう一つ確認したいと思うが、平成27年度も同じように実施しているのか。

事務局：調査に関しては、26年度以降実施していない。

土屋委員：費用の問題からか。できれば継続的に実施したほうがよいと思う。

事務局：調査については、財政当局とも相談しながら実施できるかどうかということになる。推定生息

数の把握は、計画を立てる上では必要と思う。その点については、今後も実施できるように検討していきたい。

部会長：前回のような大々的な調査は費用と時間が掛かるので難しいと思うが、この間に増えているか減っているかの動向をモニターすることは必要だと思う。そういう意味では、全県でなくても、どこかモデル地域を生息数が多いところ少ないところで2ヶ所ぐらい選定して、小規模で回りながら全県の変化を追い続けるのはそんなに費用も掛からないと思う。特に今回、捕獲上限値とされる200頭まで獲ればいいが、50頭しか獲れなかった場合にどうなっていくのか、しっかりモニタリングしていく必要がある。そして、次の5年間で現状維持を続けるのか、宮城県として多すぎるから減らすとするのか、大きなきっかけになると思う。やはり、小規模でも継続的なトレンドを追い続ける調査は実施したほうが良いと思うので、御検討いただきたい。

部会長：引き続き私の方から、資料5の3ページで、錯誤捕獲のところで、イノシシ檻に直径30cmの脱出口とあるが、30cm角ではないか確認願う。それから、脱出口を設ける、くくりわなの直径を12cm以下にするということは、これまでも行っていることだが、それでも錯誤捕獲は続いている。錯誤捕獲された個体の放獣体制をどうするか、その辺の検討はしなくてよいのか。岩手県でも最近、シカのわなで錯誤捕獲される事例があるようだが、有害捕獲で届出されておらず、闇で処分され、統計として地下に潜ってしまうという問題も起きている。錯誤捕獲された後、どうするかという体制作りも今後、重要になってくると思うので、その辺も次期計画に向けて検討願いたい。

事務局：これまでも錯誤捕獲については原則放獣としているが、わなに掛かった状態によっては危険という判断で、有害捕獲とされているということも承知している。錯誤捕獲後の体制については、もう少し検討して、計画に盛り込めるところは盛り込んでいきたい。直径30cmとの記載については、後ほど確認する。

部会長：ではもう一点、個体数管理について、これまでは4年間で総数管理していたが、今回は複数年での総数管理としないのか。5年間であれば、1千頭なのか、それとも単年度ごとに考えて200頭で管理するのか。

事務局：前計画かその前の計画か、年間50頭としたときになかなか50頭では幅がなく、捕獲できる年度、あまり捕獲できない年度というのがあることから、4年間の総数で200頭と定め、管理したと聞いている。今回は、計画期間内での総トータルとは考えておらず、年度ごとに200頭と考えている。

事務局：資料3の13ページに捕獲頭数の推移があり、200頭を超えたのは平成18年度だけである。単年度で200頭を超える可能性があるのはこのような場合だけと考えている。

部会長：捕獲頭数が200頭を超えたら、次期でも狩猟自粛を要請するのか。

事務局：計画では、今回のような部会に諮って決めることとしている。そのときの関係者や関係機関にも諮り、必要となれば部会に相談した上で、どうするか決めたいと考えている。

事務局：捕獲数の関係については、国の通知により捕獲上限を配慮することとなっている。そのため、200頭と上限を設定しているところで、それを上回るような場合は部会に諮ることとしている。

部会長：部会に諮るとしても、県の意向としては狩猟自粛要請し、これを継続すると考えているのか。

事務局：必ず狩猟の自粛をしなければと考えているわけではない。狩猟自粛の話が出たので、協議事項「その他」としてお諮りする予定であったが、ここでお諮りしたいことがある。資料4の1ページに捕獲数を載せた。平成22年度から平成27年度まで有害捕獲数と狩猟による捕獲数を載せている。現計画期間内での捕獲数を合わせると4年間で200頭となっている。今後の出没状況や堅果類の豊凶状況を考えると有害鳥獣捕獲数は増えることが予想される。本来、猟友会への狩猟自粛要請を検討すべきところだが、次期計画に向けて捕獲上限数の見直しをしている点や近年の狩猟捕獲数が10頭以下で推移していることを考えると、狩猟自粛要請までは必要ないのではないかと考えている。その点も検討願いたい。

伊澤委員：同感である。資料3の13ページを見て思うが、有害捕獲のしわ寄せで猟友会へ狩猟自粛をするように言うようなものである。年間200頭の中で、狩猟による捕獲は1、2頭である。

狩猟文化についてどこかに書いてあったと思うが、狩猟で捕った方がよいと思う。狩猟でどれだけ捕れるか、猟友会の捕獲力が今どれだけあるのかを計る術になると思う。そういった新しい発想でこの5年間、見極めることもできると思う。

優秀な狩猟者が育っているということであれば、有害捕獲を実施する前に地域ごとに捕獲数を分配し、捕ってもらうことを考えてもよいのではないか。先々を読んで、宮城県として取り組んでほしい。少なくとも、狩猟自粛は必要ないと考える。

部会長：参考までに話すが、岩手県でも推定生息頭数は大幅に上方修正されたことに絡んで、管理の時期を狩猟期からの開始というように、特定計画期間を変更した。要するに、先に狩猟でどんどん捕ってもらって、残りを有害捕獲で捕るという形式にした。有害捕獲によって毎年のように行うことになっていた狩猟自粛要請を極力しないようにしようという試みである。

宮城県ではあまりにも狩猟捕獲数が少ないし、その上で狩猟自粛要請を行っていたのがこれまでの実情のように思う。極力、狩猟で捕ってもらうということをこれから真剣に考えないと、200頭もまず捕れないと思うし、有害捕獲としてわなでいくら捕獲しても行政としてプラスになる要素はあまりないと思う。特定計画期間をどう設定するかを含め、狩猟を推進させることを打ち出していく必要があるのではないかと思う。是非、検討いただきたい。

事務局：検討させていただきたい。

岡委員：捕獲上限について気になっている。平成26年度の数値を使って29年から33年までの計画をたてるのは苦しい気がする。12%は頭数が増えないために設定した値であり、生まれてくる子供の数や自然死亡数、捕獲数のバランスを考慮して出しているものと思う。12%が捕獲上限200頭ということであれば、最初の年で50頭しか獲れなければ150頭が繰り越され、その積み重ねで7年経つと1千頭を超える。最後の平成33年度は200頭と言っていられない気がする。そういう意味で、先ほど部会長の発言にもあったようにトレンドを掴むというのはその通りで、計画途中のどこかの年度でトレンドの見直しが必要になると思う。

もう一点は、この計画期間中に推定生息頭数を1、669頭のまま固定して使用せず、有害捕獲や狩猟による捕獲数、推定されるメスの頭数から計算した出生数、それらを考慮して毎年算定するほうがよい気がする。ずっとこの1、669頭の数字のままよいのか。

事務局：生息頭数の動向を把握することが重要という話もあったので、毎年は難しいかもしれないが、規模を検討したうえで、計画の途中でも調査の実施を検討していきたい。

部会長：平成29年度の時点でも生息数は変わっているかも知れない。このまま5年間、1669頭を指標とするのか、始まりの値をどうするのか。宮城県では専門機関がないので数字をその都度見直すのは難しいかもしれないが、岩手県では専門機関がある。また、外部の機関でも推定は行っているの、そういった機関に相談する等して、この数字でスタートするのが妥当なのか確認されたほうがよいだろう。

事務局：1,669頭をずっと継続して使用すると考えていたわけではなく、途中でも生息数調査等を実施して、変動があれば見直し等も検討すると計画には盛り込むつもりである。スタートは今あるデータでスタートし、途中で、指摘のあった生息数の動向を随時調査しながら、必要があれば見直しすることとしていきたい。

部会長：根幹に関わる色々な意見が出されたので、加筆修正が必要な箇所があると思うが、ブラッシュアップしてより良いものにしていきたい。そういう条件付で原案を了承することとしたい。

事務局：今年度の狩猟自粛要請については、部会の意見として必要ないとしてよろしいか。

(部会より了承を得た)

部会長：以上で、議事は終了とする。円滑な議事の進行にご協力いただき感謝する。

事務局：青井部会長ありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御御多忙の所お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。